

綾瀬市 

防災

まちづくり計画

(概要版)

平成25年3月

災害に強いまちづくりに向けて

防災まちづくり計画は大規模地震から、市民の生命、財産を守るために、過去の大震災の教訓を踏まえて災害に強い都市づくりを推進するための計画です。綾瀬市のまちづくりや防災に関わる「あやせ都市マスタープラン」、「綾瀬市地域防災計画」と連携して災害時の被害を防止・軽減するための基本的なまちづくりの整備方針を定めています。

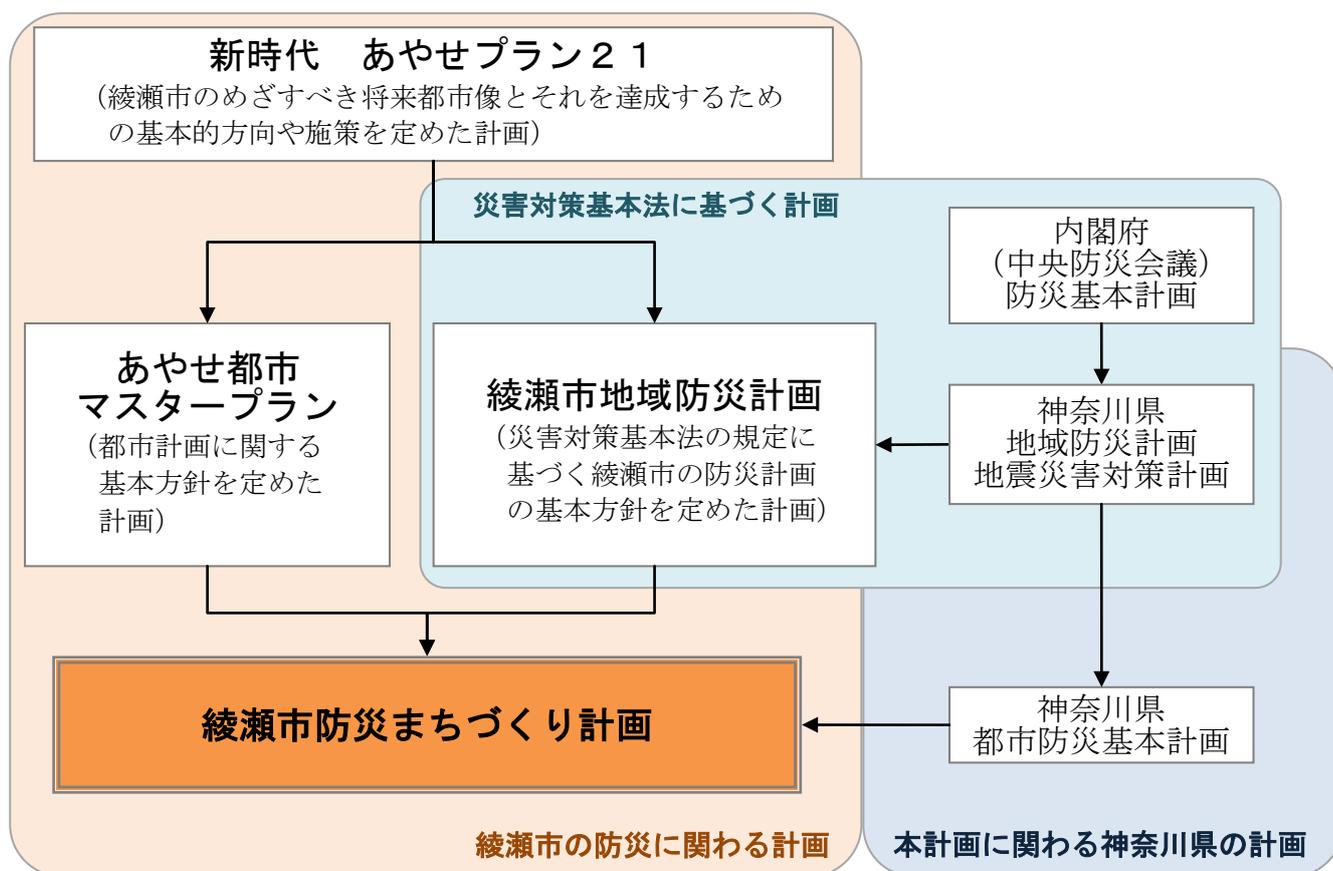
Q. 綾瀬市防災まちづくり計画はどんな計画なの？

第1章 防災まちづくり計画の目的

防災まちづくり計画では、大規模地震を対象として、災害時の被害を防止・軽減するための基本的なまちづくりの整備方針を定めている。

<綾瀬市防災まちづくり計画の位置づけ>

本計画は、「あやせ都市マスタープラン」の「都市防災に関する方針」や「綾瀬市地域防災計画」における「災害に強いまちづくり」の内容を、主に市街地整備の観点から充実するものである。



<計画の対象範囲と期間及び構成>

(1) 対象範囲

本計画は、次に示す都市防災整備に関わる事項を対象範囲とする。

- ①災害時の被害を事前に軽減するための市街地形成、保全緑地指定、開発許可等の土地利用の規制・誘導方針
- ②災害を防御し、安全な避難を可能とする避難地、避難路、緊急輸送路、防災緑地等の都市防災基盤施設の整備方針
- ③建物の耐震化や難燃化の促進及び地区計画等の市街地の整備方針

(2) 計画期間

「あやせ都市マスタープラン」の目標年次である平成42(2030)年を本計画の計画期間とする。

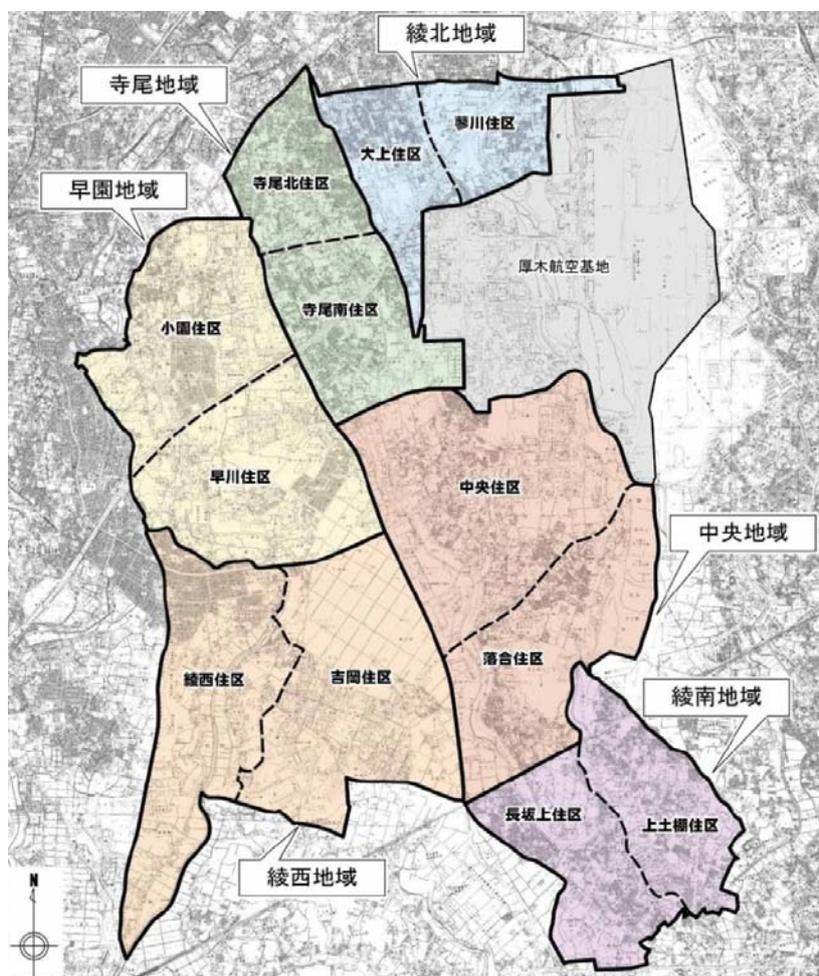
(3) 計画の構成

本計画は、全6章により構成される。



<地域区分>

地域区分は、「あやせ都市マスタープラン」を基に6地域12住区とする。



Q. 現在の綾瀬市は、防災上どんな状況なの？

第2章 都市防災の現況

都市防災に関連する綾瀬市の現況<概要>

1 建物の 現況	<p><市街地形成の経緯> 市域の外縁部から市街化が進んだ。近年、中央部の土地区画整理事業による計画的な市街地の形成により、市の中心核の形成が進行している。</p>
	<p><建物構造> 住宅の多くは1～2階の木造建物で形成され、また、工業・業務系用途となっている地域では、非木造の建物が見られる。</p>
	<p><空地及び延焼遮断帯> 早期に市街地が形成された地区では、木造の建物が密集しており、延焼遮断効果が期待される空地・農地・道路等が分散している。そのような地区では、火災による延焼が拡大する恐れがある。</p>
	<p><建物倒壊危険度> 建物の建築年代・構造等が、建物の倒壊危険性に影響する。早期に市街化した地域ほど建物倒壊の危険性が高くなっている。</p>
2 避難 施設の 現況	<p><避難施設・緊急輸送路の指定状況> 避難施設として一時避難場所、広域避難場所、一次避難所、二次避難所が指定されている。それらの施設へ物資供給等が速やかに行われるように、緊急輸送路網が指定されている。</p>
	<p><道路幅員と橋梁> 計画的に整備された市街地以外では幅員6m未満の道路が多くなっている。北部に東名高速道路、また、南部に東海道新幹線が市内を横断している。また、西部に目久尻川、中央部に比留川、東部に蓼川が市内を縦断している。それらには、延焼遮断効果が期待される一方、橋梁が落橋した場合には地区を分断する要素となる可能性がある。</p>
	<p><避難危険度> 地区内の建物倒壊に伴う道路閉塞や避難できる場所までの距離が、地区ごとの避難の際の危険性に影響する。建物の倒壊危険度が高く、避難できる場所までの距離が遠いところほど避難の際の危険性が高まる。</p>
3 土地・ 地形の 現況	<p><土砂災害危険箇所の指定状況> 土砂災害危険箇所が51箇所指定されている。</p>
	<p><用途地域の指定状況> 市街化区域と市街化調整区域の面積は、ほぼ同程度となっている。市街化区域のうち住居系用途の大半や商業系用途地域等の広い地域が、準防火地域に指定されている。</p>
	<p><土地利用の現況> 自然的土地利用は減少傾向にあり、「綾瀬市緑の基本計画」に基づいた保全が必要となる。市街化調整区域にはまとまった農地・山林等があり、防災の観点からその活用が期待される。</p>
4 人口 動向	<p><人口・世帯数の推移> 人口及び世帯数は、昭和40年代に市域外縁部の市街化とともに著しい伸びを示した。昭和55年以降も緩やかな伸びを続けているが、1世帯当たり人員は核家族化とともに年々減少している。</p>
	<p><65歳以上・75歳以上人口比率> 65歳以上及び75歳以上人口比率が高い地区は、早期に市街化された地区を中心に分布している。</p>
	<p><従業者の分布> 工業系の土地利用がされている地区で従業者が多い傾向が見られる。工業系土地利用がされている地区以外では、中央住区から落合住区にかけての深谷中央地区で従業者数が多くなっている。</p>

Q. 綾瀬市には、防災上どんな課題があるの？

第3章 都市防災の課題

都市防災に関連する綾瀬市の課題<概要>

<p>1 火災の 延焼拡大 の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発災時、木造建物が密集した市街地では火災による被害が甚大となる恐れがあるので、延焼拡大の防止のために、延焼遮断帯の構築等の対策が必要である。
<p>2 建物の 倒壊防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発災時、老朽建物を中心に多くの建物が倒壊する恐れがあるので、老朽建物の耐震診断と補強工事を促進していくことが必要である。
<p>3 避難の 安全性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 木造建物が密集している市街地では、延焼拡大時に市民の安全を確保するため、避難地、避難路を整備することが必要である。 ▶ 大規模地震発生時における指定避難施設周辺の延焼、また、東名高速道路、東海道新幹線等の地域間の分断要素を考慮した防災基盤施設の整備が必要である。
<p>4 防災活動 拠点等の 確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市基盤施設や延焼遮断帯の確保など予防対策を推進するとともに、地区の防災活動の拠点となる公園・広場等の整備が必要となる。 ▶ 地区の防災活動の拠点となる施設相互を連絡する道路ネットワークの形成を推進する必要がある。
<p>5 安全な 住環境の 形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 勾配の大きな市街地や土砂災害危険箇所等については、発災時に予測される被害に対して、対応方法を検討した上で、土地を利活用していくことが必要である。 ▶ 安全な住環境形成のための資源として、緑や自然的土地利用の活用を検討していくことも重要となる。市街化調整区域には、まとまった緑地や農地があり、貴重な防災上の資源となっている。 ▶ 住宅と工業など用途が混在した地区では、災害時の被害が一般的な住宅地よりも複雑化する懸念がある。一方で、日中は従業員等により人手が確保されることから、防災に関する対応力が高い地区としても期待できる。
<p>6 地域防災 力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者は災害時要援護者となる可能性が高いが、日頃の防災活動の担い手としても期待できる面もある。 ▶ 従業者においても帰宅困難者として支援が必要となる場合がある一方、地域と企業との協力関係が築けた場合、地域の防災活動の担い手となると考えられる。 ▶ 地域の状況を踏まえた「自助」、「共助」、「公助」を検討し、それぞれの立場でできることを担っていくことが地域防災力の向上につながると考えられる。 ▶ 近年の災害では、地域のコミュニティが被災後の応急、復旧、復興に大きな役割を果たした。そのため、地域の防災課題の公表・周知、防災知識の普及により住民の防災意識を高めるとともに、「自助」、「共助」、「公助」の視点のもと地域の防災まちづくり活動を協働で進め、地域の防災力の向上を図っていくことが必要である。

Q. 課題に対してはどんなことをしていくの？

第4章 防災まちづくりの基本方針

第4章では、4つの基本方針ごとの方針達成のための主な取り組みと課題や方針達成に役立つ資源となっているものを示す。

≪都市防災の課題（3章）≫

火災の延焼拡大の防止

建物の倒壊防止

基本方針(1)

木造建物を中心とする既成市街地の防災性向上

＜方針達成のための主な取り組み＞

(建物の防災性向上)

【木造建物の耐震化・難燃化】

【木造住宅の耐震診断及び耐震化に対する助成】

(周辺環境の防災性向上)

【防災性向上を地区計画で誘導】

【延焼遮断機能を持つ道路の整備】

【消防水利の保全】

【避難施設・避難経路の保全】

＜課題＞

＜火災の延焼拡大の防止が必要な地区＞

課題図凡例	考え方
火災の延焼拡大の防止が必要な地区	木造の建物が密集し、災害時に火災が起きた際に燃え広がりやすい地区

(対象地域)

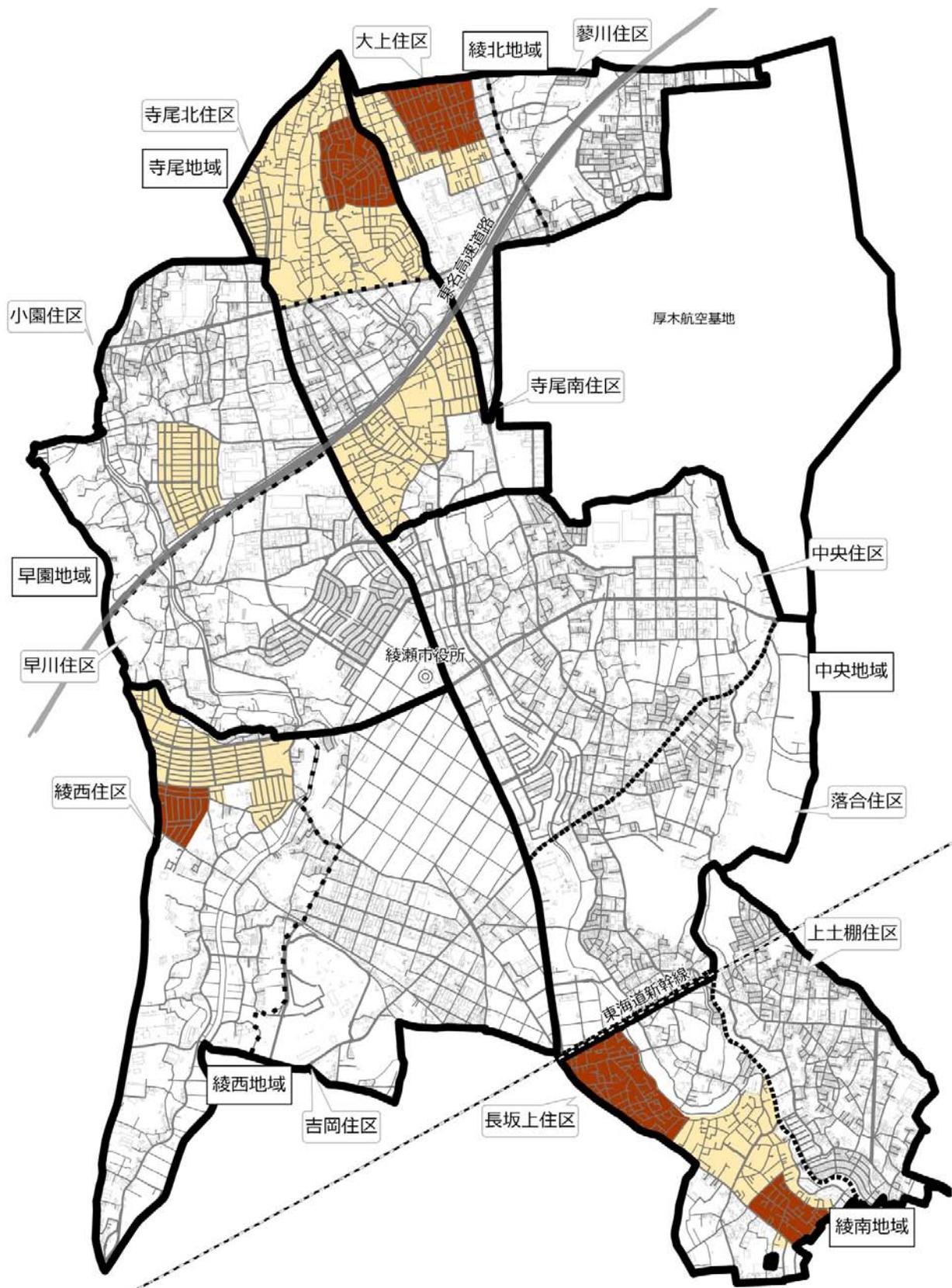
綾北地域（大上住区）、寺尾地域（寺尾北住区・寺尾南住区）、早園地域（小園住区）、綾西地域（綾西住区）、綾南地域（長坂上住区）

＜火災の延焼拡大かつ建物倒壊の防止が必要な地区＞

課題図凡例	考え方
火災の延焼拡大かつ建物倒壊の防止が必要な地区	延焼拡大の防止が必要な地区であり、さらに建物の建築年代や構造等から建物倒壊の危険性も高い地区

(対象地域)

綾北地域（大上住区）、寺尾地域（寺尾北住区）、綾西地域（綾西住区）、綾南地域（長坂上住区）



「木造建物を中心とする既成市街地の防災性向上」に関する課題の分布図

《都市防災の課題（3章）》

- 避難の安全性確保
- 防災活動拠点等の確保

基本方針（2） 防災基盤施設の整備

＜方針達成のための主な取り組み＞

（避難時のための整備）

- 【市全域での避難計画の策定】
- 【避難経路沿道の建物の重点的な耐震化、難燃化】
- 【避難経路の安全確保対策（ブロック塀、落下物等）】
- 【広域避難場所までの緊急輸送路のネットワークの強化】
- 【緊急輸送路の緑化推進】

（避難施設の整備）

- 【避難施設の防災機能の充実】
- 【市全域及び住区単位等の活動の拠点施設整備】
- 【公共公益性の高い建築物等の耐震診断及び耐震強化】
- 【社会福祉施設等の耐震性の確保】

＜課題や資源＞

＜地域を分断する恐れがある要素＞

課題図凡例	考え方		
<table border="1"> <tr> <td>地区を分断する要素</td> <td></td> </tr> </table>	地区を分断する要素		災害時に落橋等により通行不可となった場合、地区間の交通に大きな影響を与える施設（東名高速道路、東海道新幹線）
地区を分断する要素			
<p>（対象地域） 綾北地域（蓼川住区・大上住区）、寺尾地域（寺尾南住区）、早園地域（小園住区・早川住区）、綾南地域（上土棚住区）</p>			

＜緊急輸送路＞

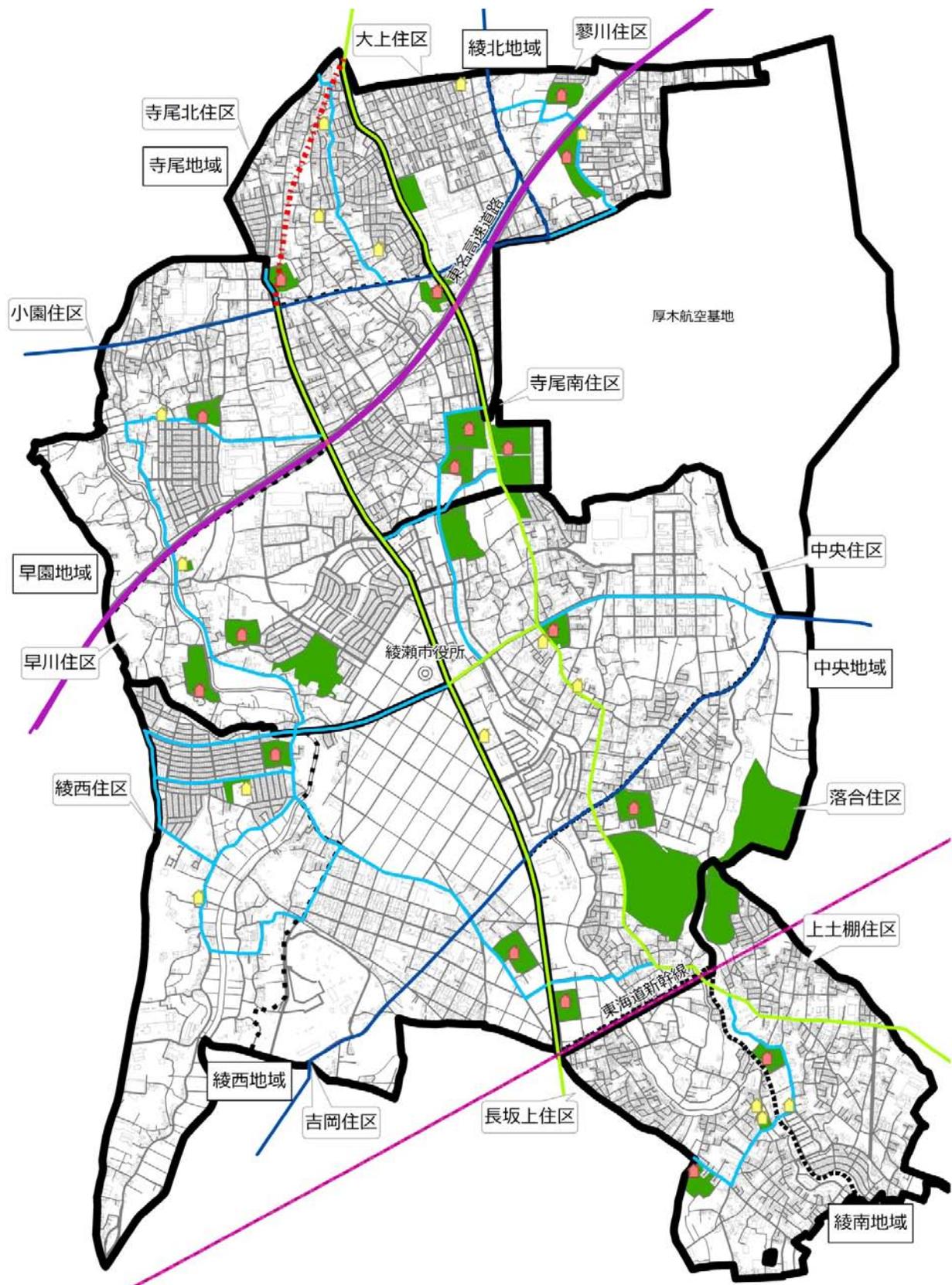
課題図凡例	考え方		
<table border="1"> <tr> <td>緊急輸送路（一次）</td> <td></td> </tr> </table>	緊急輸送路（一次）		高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線
緊急輸送路（一次）			
<table border="1"> <tr> <td>緊急輸送路（二次）</td> <td></td> </tr> </table>	緊急輸送路（二次）		第一次緊急輸送路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線
緊急輸送路（二次）			
<table border="1"> <tr> <td>緊急輸送路（市指定）</td> <td></td> </tr> </table>	緊急輸送路（市指定）		市の防災活動上必要な避難所を連絡する路線
緊急輸送路（市指定）			
<p>（対象地域） 全域</p>			

＜緊急輸送路になりえる路線＞

課題図凡例	考え方		
<table border="1"> <tr> <td>緊急輸送路になりえる路線</td> <td></td> </tr> </table>	緊急輸送路になりえる路線		現在、未整備の路線であるが都市計画決定されており、将来、緊急輸送路になりえる路線
緊急輸送路になりえる路線			
<p>（対象地域） 寺尾地域（寺尾北住区）</p>			

＜防災活動拠点＞

課題図凡例	考え方		
<table border="1"> <tr> <td>広域避難場所</td> <td></td> </tr> </table>	広域避難場所		火災の延焼などにより一時避難場所が危険な状態になった場合に、避難する場所
広域避難場所			
<table border="1"> <tr> <td>一次避難所</td> <td></td> </tr> </table>	一次避難所		家屋の倒壊等により自宅に居住することが困難な場合に、一時的に避難生活を送る場所
一次避難所			
<table border="1"> <tr> <td>二次避難所</td> <td></td> </tr> </table>	二次避難所		二次避難所は、一次避難所開設後、一次避難所での避難生活が困難（妊産婦、傷病者、心身障害者、高齢者、乳幼児等）と思われる世帯がある場合に、必要に応じて開設する場所
二次避難所			
<p>（対象地域） 全域</p>			



「防災基盤施設の整備」に関する課題や資源の分布図

≪都市防災の課題（3章）≫

安全な住環境の形成

基本方針（3） 防災性を考慮した土地の利活用

＜方針達成のための主な取り組み＞

（オープンスペースの防災資源としての活用）

【市街化区域内農地の保全】

【生産緑地地区の地域の防災資源としての活用】

【農業振興地域農用地の防災活用方法の事前協議等】

（防災性を考慮した土地利用の検討）

【土砂災害危険箇所における土地利用の規制・誘導】

【住工混在地区に適した防災性向上方法の検討】

＜課題や資源＞

＜市街化調整区域＞

課題図凡例	考え方
市街化調整区域 	都市計画法により市街化を抑制すべき区域として定められている地区（オープンスペースが多く、災害時の有効活用方法を検討できる）

（対象地域）

綾北地域（蓼川住区）、寺尾地域（寺尾南住区）、早園地域（小園住区・早川住区）、綾西地域（綾西住区・吉岡住区）、中央地域（中央住区・落合住区）、綾南地域（上土棚住区・長坂上住区）

＜不燃化済地区＞

課題図凡例	考え方
不燃化済地区 	非木造の建物が集中しており、不燃化が進んでいる地区（延焼拡大等の防止に役立つと考えられ、主に工業用地や業務系用途として利用されている）

（対象地域）

綾北地域（大上住区）、早園地域（小園住区・早川住区）、綾西地域（吉岡住区）、中央地域（中央住区）

＜住工混在が見られる地区＞

課題図凡例	考え方
住工混在が見られる地区 	住宅系用途と工業系用途が混在している地区（発災時の被害が一般的な住宅地よりも複雑となる懸念がある一方、日中も従業員等により人手が確保されるため、防災に関する対応力が高い地区としても期待できる）

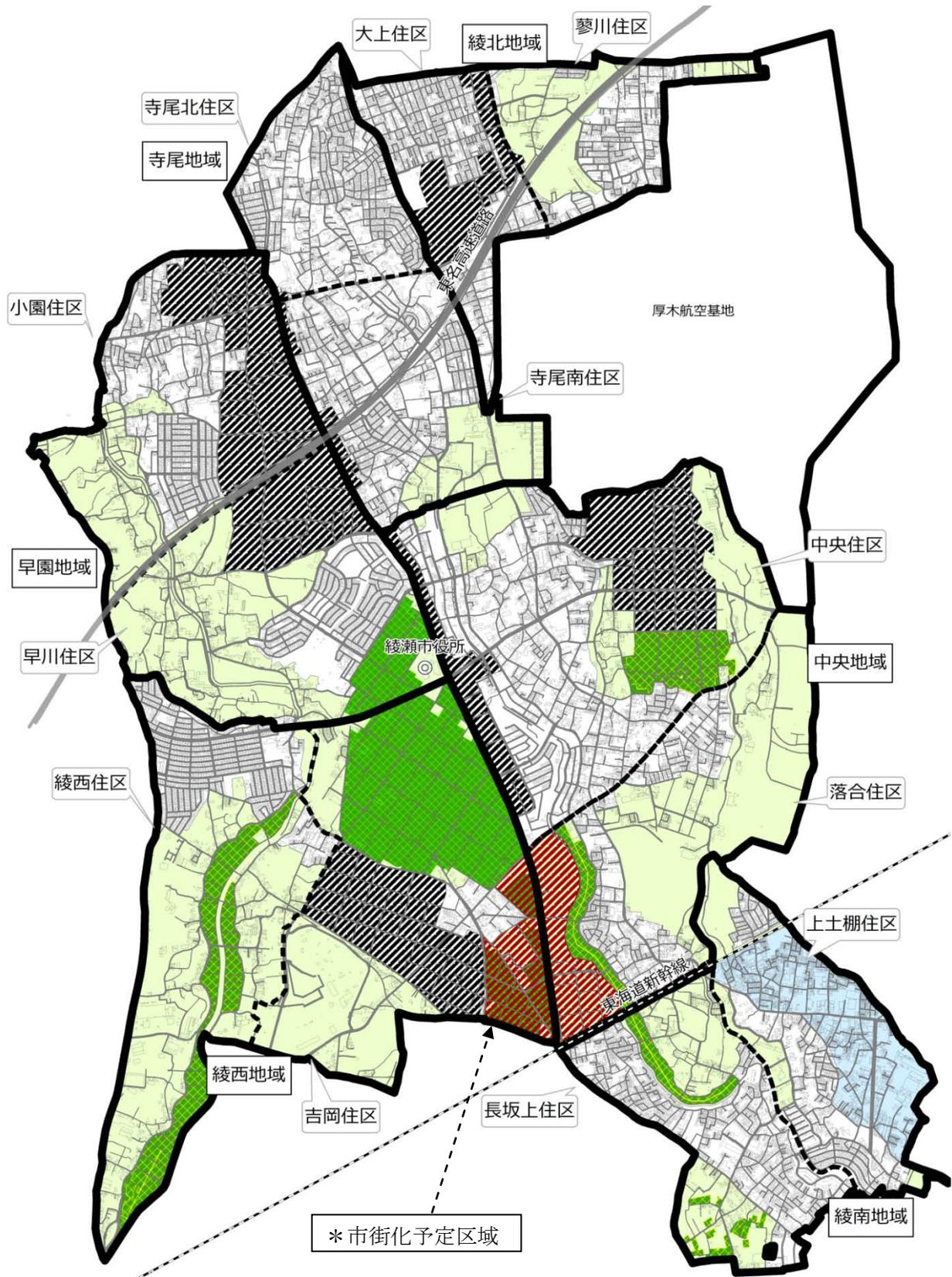
（対象地域） 綾南地域（上土棚住区）

＜農振農用地＞

課題図凡例	考え方
農振農用地① 	規模が大きくまとまった農地（延焼拡大等の防止に役立つとともに、市全域における防災上の資源として災害時の活用方法を検討することが望ましい）
農振農用地② 	まとまった農地（延焼拡大等の防止にも役立つとともに、近隣の地域における防災上の資源として災害時の活用方法を検討することが望ましい）

（対象地域） 農振農用地①：早園地域（早川住区）、綾西地域（吉岡住区）

農振農用地②：綾西地域（綾西住区）、中央地域（中央住区・落合住区）、綾南地域（長坂上住区）



「防災性を考慮した土地の利活用」に関する課題や資源の分布図

《都市防災の課題（3章）》

地域防災力の向上

基本方針(4)

「自助」、「共助」、「公助」の視点の基に防災まちづくりを推進

＜方針達成のための主な取り組み＞
（第6章にて掲載）

＜高齢化率が高い地区＞

課題図凡例		考え方
65歳以上人口比率が高い地区		65歳以上人口の総人口に占める割合が30%以上の地区 （地域の状況を把握し、更には自治会等の活動を通して、日常的に地域の状況確認等を行なえる人材を多く有しているが、一方、将来的に災害時の要援護者が増加することが懸念される）
75歳以上人口比率が高い地区		75歳以上人口の総人口に占める割合が15%以上の地区 （大規模地震発生時に、自らの力だけでは避難が困難であり、他世代の地域住民からの援助が必要となる可能性が大きい世代が多い）

（市街化区域内のみ表示）

（対象地域）

寺尾地域（寺尾北住区）、早園地域（小園住区）、綾西地域（綾西住区）

=====

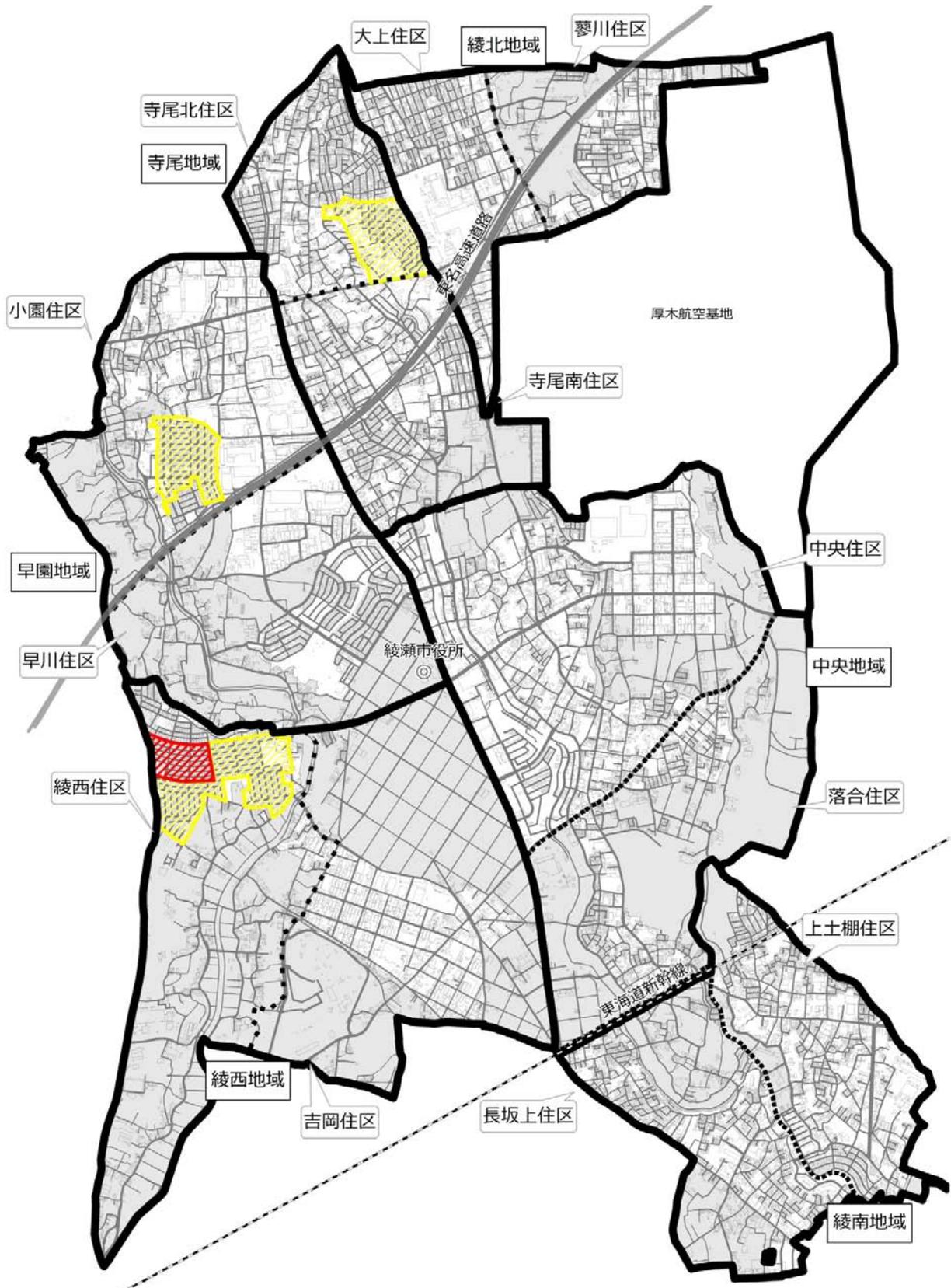
全国平均：65歳以上人口比率 23.1%

75歳以上人口比率 11.2%

綾瀬市平均：65歳以上人口比率 20.7%

75歳以上人口比率 7.0%

出典：平成22年国勢調査

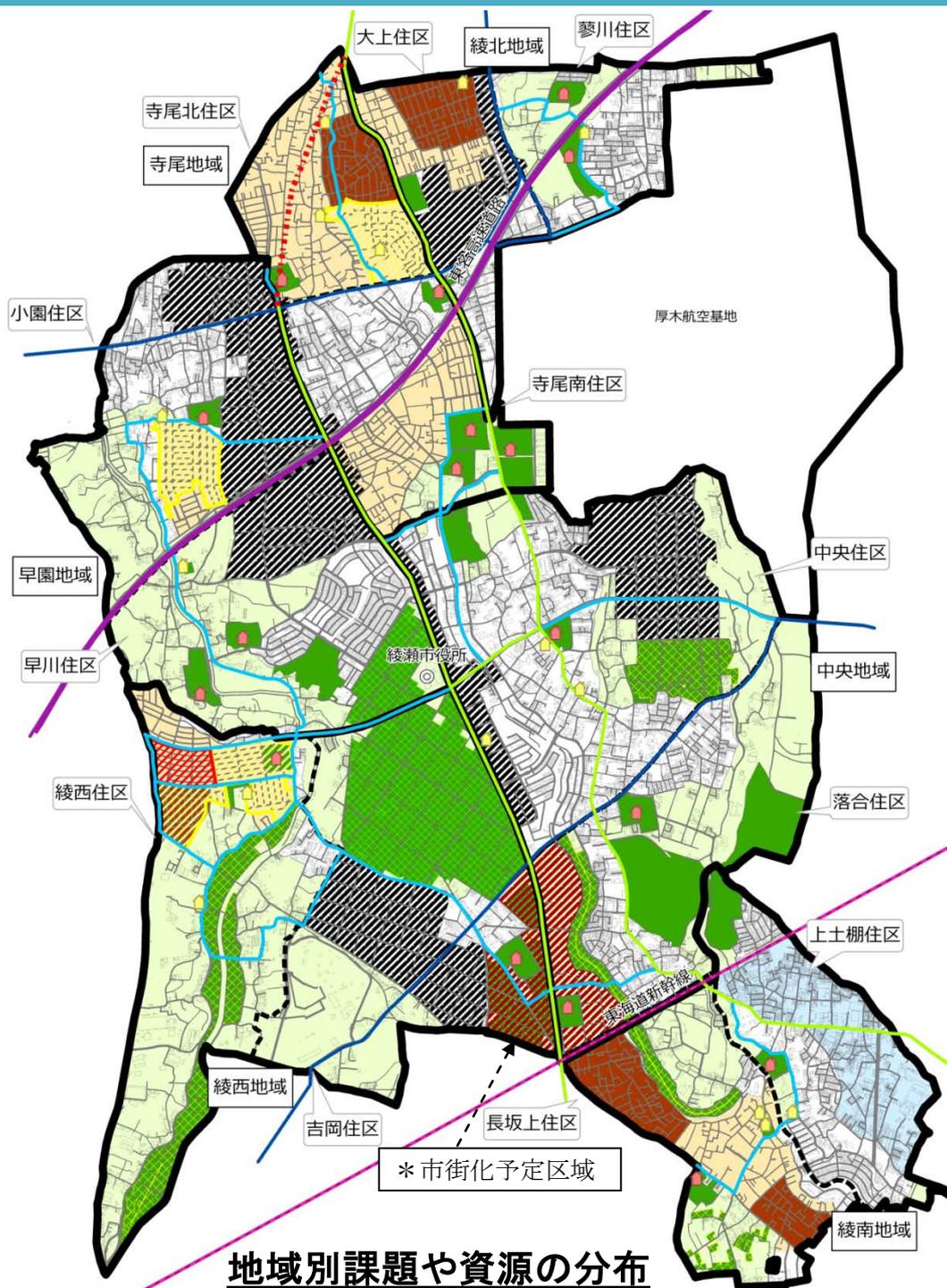


「自助」、「共助」、「公助」の視点の基に防災まちづくりを推進に関する課題や資源の分布図

Q. 地域ごとには、どんな課題と方針があるの？

第5章 地域別の防災まちづくりの課題と方針

	課題や資源	方針
綾北地域	木造建物が密集した市街地では、延焼拡大の可能性が高い地区がある。	➤ 延焼遮断機能を持つ道路の整備や消防水利の保全、避難施設・避難経路の保全等を進める。
	建物倒壊の危険性が高い地区がある。	➤ 建物の耐震化を誘導する。 ➤ 防災性向上のための地区計画を誘導する。
	市街化調整区域と不燃化済地区が広がっている地区がある。	➤ 火災の延焼を防止する機能とともに、復旧・復興時の活用が期待でき、地域に合った形での活用方法を検討する。
寺尾地域	木造建物が密集しており、延焼拡大の可能性が高い地区ある。また、急傾斜市街地が広がっている。	➤ 延焼遮断機能を持つ道路の整備や消防水利の保全、避難施設・避難経路の保全等を進める。 ➤ 傾斜地での避難方法を検討する。
	建物倒壊の危険性が高い地区がある。	➤ 建物の耐震化を誘導する。 ➤ 防災性向上のための地区計画を誘導する。
	65歳以上人口比率の高い地区がある。	➤ 地域の状況を把握し、更には自治会等の活動を通して、日常的に地域の状況確認等を行なえる人材を多く有していることから、防災まちづくりの担い手としての人材活用を積極的に支援する。
早園地域	木造建物が密集した市街地が広がっており、延焼拡大の可能性が高い地区がある。	➤ 延焼遮断機能を持つ道路の整備や消防水利の保全、避難施設・避難経路の保全等を進める。
	工業用地が広がっており、不燃化が進んでいる地区がある。	➤ 火災の延焼を防止する機能が期待できる。 ➤ 従業員等により日中の人口も多く、防災まちづくりの担い手となることから人材活用を積極的に支援する。
	65歳以上人口比率の高い地区がある。	➤ 地域の状況を把握し、更には自治会等の活動を通して、日常的に地域の状況確認等を行なえる人材を多く有していることから、防災まちづくりの担い手としての人材活用を積極的に支援する。
綾西地域	木造建物が密集した市街地が広がっており、延焼拡大の可能性が高い地区がある。	➤ 延焼遮断機能を持つ道路の整備や消防水利の保全、避難施設・避難経路の保全等を進める。
	建物倒壊の危険性が高い地区がある。	➤ 建物の耐震化を誘導する。 ➤ 防災性向上のための地区計画を誘導する。
	65歳以上人口比率及び75歳以上人口比率の高い地区がある。	➤ 地域の状況を把握し、更には自治会等の活動を通して、日常的に地域の状況確認等を行なえる人材を多く有していることから、防災まちづくりの担い手としての人材活用を積極的に支援する。 ➤ 75歳以上人口比率が高いことから避難時の援助を必要とする人が多いことが懸念される。
中央地域	小規模な住宅地が分散しており、その区域内での延焼拡大を抑える必要がある。	➤ 延焼遮断機能を持つ道路の整備や消防水利の保全、避難施設・避難経路の保全等を進める。
	まとまった市街化調整区域と不燃化済地区が分布している。	➤ 火災の延焼を防止する機能とともに、復旧・復興時の活用が期待でき、地域に合った形での活用方法を検討する。
綾南地域	木造建物が密集した市街地が広がっており、延焼拡大の可能性が高い地区がある。	➤ 延焼遮断機能を持つ道路の整備や消防水利の保全、避難施設・避難経路の保全等を進める。
	建物倒壊の危険性が高い地区がある。	➤ 建物の耐震化を誘導する。 ➤ 防災性向上のための地区計画を誘導する。
	住工混在が見られる地区がある。	➤ 住工混在地区は、災害時の被害が一般的な住宅地よりも複雑となる懸念がある。一方、日中も従業員等により人手が確保され、防災に関する対応力が高い地区としても期待できることから、人材活用を積極的に支援する。



地域別課題や資源の分布

都市防災上の課題	火災の延焼拡大の防止 建物の倒壊防止		避難の安全性確保 防災活動拠点等の確保			安全な住環境の形成		地域防災力の向上	
凡例	火災の延焼拡大の防止が必要な地区		地区を分断する要素	緊急輸送路になりえる路線	■ ■ ■ ■	市街化調整区域		65歳以上人口比率が高い地区	■ ■ ■ ■
			緊急輸送路(一次)	広域避難場所	■ ■ ■ ■	不燃化済地区	■ ■ ■ ■		
	火災の延焼拡大かつ建物倒壊の防止が必要な地区		緊急輸送路(二次)	一次避難所	■ ■ ■ ■	住工混在が見られる地区		75歳以上人口比率が高い地区	■ ■ ■ ■
			緊急輸送路(市指定)	二次避難所	■ ■ ■ ■	農振農用地①	■ ■ ■ ■		
					農振農用地②	■ ■ ■ ■			

Q. 計画の実現に向けて、どんなことをしていくの？

第6章 計画の実現に向けて

<防災まちづくりの進め方>

防災まちづくりにおいては、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、協働して進めることが重要である。

(1) 取り組みの内容と主体

方針	主な取り組み	主体				
		市民 (個人) 自助	共助(地域) NPO等	事業者 (企業)	(行政) 市	
(1) 木造建物を中心とする 既存市街地の防災性向上	(建物の 防災性向上)	【木造建物の耐震化・難燃化】	○			
		【木造住宅の耐震診断及び耐震化に対する助成】				○
	(周辺環境の 防災性向上)	【防災性向上を地区計画で誘導】	○	○	○	○
		【延焼遮断機能を持つ道路の整備】				○
(2) 防災基盤施設の整備	(避難時の ための整備)	【消防水利の保全】				○
		【避難施設・避難経路の保全】		○		○
		【市全域での避難計画の策定】	○	○	○	○
		【避難経路沿道の建物の重点的な耐震化、難燃化】	○		○	○
		【避難経路の安全確保対策(ブロック塀、落下物等)】	○	○	○	○
	(避難施設の 整備)	【広域避難場所までの緊急輸送路のネットワークの強化】				○
		【緊急輸送路の緑化推進】	○	○	○	○
		【避難施設の防災機能の充実】		○		○
		【市全域及び住区単位等の活動の拠点施設整備】		○		○
		【公共公益性の高い建築物等の耐震診断及び耐震強化】			○	○
(3) 防災性を考慮した 土地の利活用	(オープンスペース の防災資源として の活用)	【社会福祉施設等の耐震性の確保】			○	○
		【市街化区域内農地の保全】	○	○		○
		【生産緑地地区の地域の防災資源としての活用】	○	○		○
	(防災性を考慮した 土地利用の検討)	【農業振興地域農用地の防災活用方法の事前協議等】	○	○		○
【土砂災害危険箇所における土地利用の規制・誘導】					○	
(4) 「自助」、「共助」、「公助」の視点の基に防災 まちづくりを推進	【「自助」、「共助」、「公助」の相互の責任、役割分担についての事前合意形成】	○	○	○	○	

(2) 市民と行政との協働に向けた取り組み

<市民における取り組み>

①地域における検討組織の立ち上げ

- ・既存の組織（自治会、自主防災組織等）及び任意組織における会合の場を活用した「防災まちづくりを考える場」づくりの立ち上げ

②地域の実態把握と解決策の検討及び提言

- ・ワークショップ方式による地域の課題抽出、解決策の検討
- ・まち歩きを通じた実態把握と課題図の作成・配布による地域における防災意識の醸成
- ・公助に係る事項の市への要望、自助・共助で実施することのとりまとめ

③地域の防災まちづくり計画の作成

- ・防災課題の解決策及び実践計画の作成

④地域の防災まちづくりの実現に向けた活動

- ・前項に基づいた各種取り組みの実践と成果のチェック
- ・成果のチェックを踏まえた各種取り組みの継続による防災課題の解決

<市における取り組み>

①防災まちづくり検討組織の育成

- ・地区住民への広報、目的の明確化等に関する支援
- ・検討組織の持続性に配慮した活動支援

②検討過程における必要な情報提供・技術支援

- ・地域の現況に関する各種データ、防災まちづくりやワークショップ運営ノウハウの提供

③提案の実現化に向けた取り組み

- ・市民が実施する取り組みへの支援
- ・市が実施する事業についての協働での計画策定、事業化

綾瀬市防災まちづくり計画 平成 25 年 3 月

編集・発行：綾瀬市都市経済部都市政策課 〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川 550 番地
電話 0467-77-1111 (代表) ホームページ <http://www.city.ayase.kanagawa.jp/>